

# 新たな豊島区景観資源指定の方法(案)について

令和4年3月3日  
第28回豊島区景観審議会  
デザイン検討部会  
報告3資料第1号

## 1. 新たな豊島区景観資源指定の方法(案)について

- 令和3年12月14日 豊島区景観審議会  
◆『新たな豊島区景観資源指定の方法(案)について』を報告  
→審議会報告後、指定候補を検討

### 【新たな指定方法(案)】

新たにまちづくり事業を担う区の視点からも指定を検討

→〈区民募集〉および〈事務局推薦〉による 指定候補 検討

- 令和4年1月 所管課より豊島区景観資源の指定候補箇所の推薦

- 令和4年3月3日 豊島区景観審議会デザイン検討部会  
◆ 指定候補(事務局推薦)の報告  
→「2. 豊島区景観資源指定候補の報告」  
◆ 今後の実施方法(案)について検討  
→「3. 今後の実施方法およびスケジュール(案)」

## 2. 豊島区景観資源指定候補の報告

### 〈事務局推薦〉

- ◆事務局(都市計画課)および公共施設等の所管課により検討
  - 「東アジア文化都市開催記念 23のまちづくり記念事業」
  - 建築施設
  - 土木施設
  - 文化・歴史施設

### 3. 今後の実施方法およびスケジュール(案)

【令和4年3月30日】〈 景観審議会 〉  
◆新たな指定の実施方法等の報告(3月3日デザイン検討部会の内容報告)

【令和4年5～6月頃】〈 デザイン検討部会 〉  
◆指定候補を[5件]に絞る  
≪方法(案)≫  
・部会開催に向け、事務局推薦の候補より、  
上位1～5位およびその5件についてのコメントを事前に書面にて回答を依頼  
・各先生方からの回答を集計し、部会にて報告

〈参考〉 豊島区景観条例、豊島区景観条例施行規則における記載

【豊島区景観条例第23条(景観資源の指定)】

区長は、地域の個性や魅力を高め、良好な景観の形成に重要な役割を果たしていると認めるものを、規則で定めるところにより、豊島区景観資源として指定することができる。

【豊島区景観条例施行規則第26条(景観資源の指定)】

区長は、条例第23条の規定により、次に掲げるもののうち、地域の個性や魅力を高め、良好な景観の形成に重要な役割を果たしていると認めるものを景観資源として指定することができる。

- (1) 公共施設等
  - (2) 建築物又は工作物
  - (3) 樹木又は樹木の集団
  - (4) 祭事、催しその他の行事
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に重要な役割を果たしていると区長が特に認めたもの
- 2 前項の規定による景観資源の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 区民等に親しまれ、地域を特徴付ける景観を形成しているものであること。
  - (2) 道路その他の公共の場所から容易に望見され、区民等が景観資源を共有できるものであること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

【令和4年7～8月頃】〈 事務局 〉  
◆指定候補5件について住民アンケート実施  
≪方法(案)≫  
・募集案内:広報としま、区HP  
・回答方法:メール、FAX、郵送、ネット回答(Google フォーム)  
◆住民アンケート結果集計  
アンケート結果を反映し、指定予定箇所5件を2件に絞る

【令和4年9月～11月頃】〈 デザイン検討部会 〉  
◆住民アンケート結果、豊島区景観資源の指定をする予定箇所[2件]を報告

【令和4年12月頃】 〈 景観審議会 〉 豊島区景観資源指定箇所を報告